

戸塚区連合町内会自治会連絡会5月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区総務課

議題名：「令和5年 住宅・土地統計調査」の実施について

【内容】

- 1 調査期日 令和5年10月1日
- 2 調査の根拠 統計法(平成19年法律第53号)に基づく指定統計調査です。
- 3 調査内容 世帯、現住居及び現住居以外で所有している住宅・土地に関すること等
- 4 調査対象 令和2年国勢調査調査区のうち約6分の1の調査区を対象とし、1調査区(50住戸前後)あたり17住戸について調査します。戸塚区では、340調査区、約5,800住戸が対象になります。
- 5 調査のスケジュール 次の日程で、調査員が対象調査区にお伺いします。
9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回(現地確認)
9月23日から30日 調査書類の配布
10月1日から9日 調査票の回収

【例年あげている議題か？】

5年ごとに実施している調査です。(前は平成30年でした。昭和23年から行われており、今回が16回目です。)

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】 【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

- 1 本調査の趣旨、重要性を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう、ご承知おきください。
- 2 調査について、世帯から問い合わせがあった場合は、区役所統計選挙係(Tel:866-8315~6)を御案内してください。

【その他、注意することなど】

- 1 調査期間中は、区役所で選任し県知事が任命した調査員(区内116人)が、調査員証(写真入り)を携帯し、世帯を訪問しながら調査を行います。
- 2 調査の回答方法は、調査票を調査員に提出する方法、調査票を区役所に郵送する方法及びインターネットで回答する方法があります。

問合せ先

担当部署 総務課統計選挙係

担当者名 甲斐、西山

TEL 866-8315 FAX 881-0241

令和5年住宅・土地統計調査の実施について

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査（5年ごとに実施する統計調査）である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。
つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について御協力をお願いします。

調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

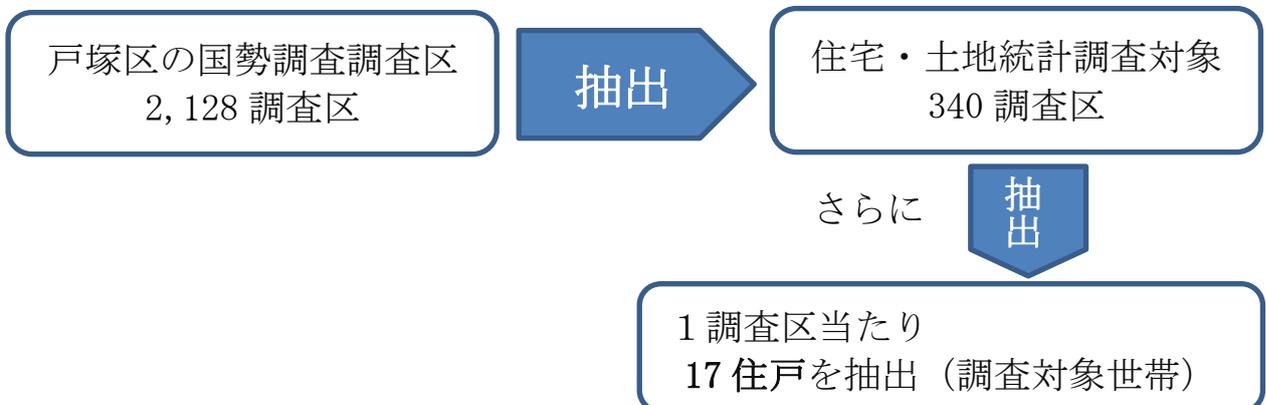
本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

(2) 調査期日

令和5年10月1日

(3) 調査の対象

令和2年国勢調査調査区のうち約6分の1の調査区を対象とし、1調査単位区（50住戸前後）から17住戸を無作為抽出して調査します。



【参考】 17世帯×340調査区→5,780世帯が対象となります。

戸塚区全世帯（24,863世帯(R5.4.1時点)）の約22分の1にあたります。

(4) 調査項目

ア 現在住んでいる住居に関する事項

- 居室の数 ○敷地面積 ○バリアフリー設備の有無
- 建物の構造 ○建物の階数 ○増改築及び改修工事に関する事項 など

イ 世帯に関する事項

- 世帯の構成 ○通勤時間 ○現住居に入居した時期
- 年間収入 ○前住居 ○家賃又は間代 など

ウ 現住居以外の住宅に関する事項

- 所有の有無 ○住宅の用途 ○空き家の所有状況 など

エ 現住居以外の土地に関する事項

- 所有の有無 ○土地の利用状況 など

(5) 横浜市における調査結果の活用例

- ア 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の制定の基礎資料
- イ 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料
- ウ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(6) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査区の確認）、調査のお知らせの配布
 - ・ 9月23日から30日 調査票の配布
 - ・ 10月1日から9日 調査票の回収
- ※オンライン又は郵送による回答（回答期限10月9日）が大部分を占めるため調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。
- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(7) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員による回収のいずれかの方法となります。

(8) オンライン回答の推奨

オンライン調査は、世帯の負担軽減や回答に当たっての利便性向上に加え、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の向上に繋がります。簡単・便利なオンライン回答をぜひご利用ください。

インターネット回答のメリット

- 画面の誘導に従うことでスムーズに回答できます。
- 期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末から回答できます。

皆様の回答は守られています

- 不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



(お問合せ先) 戸塚区総務課統計選挙係
電話 866-8315~6